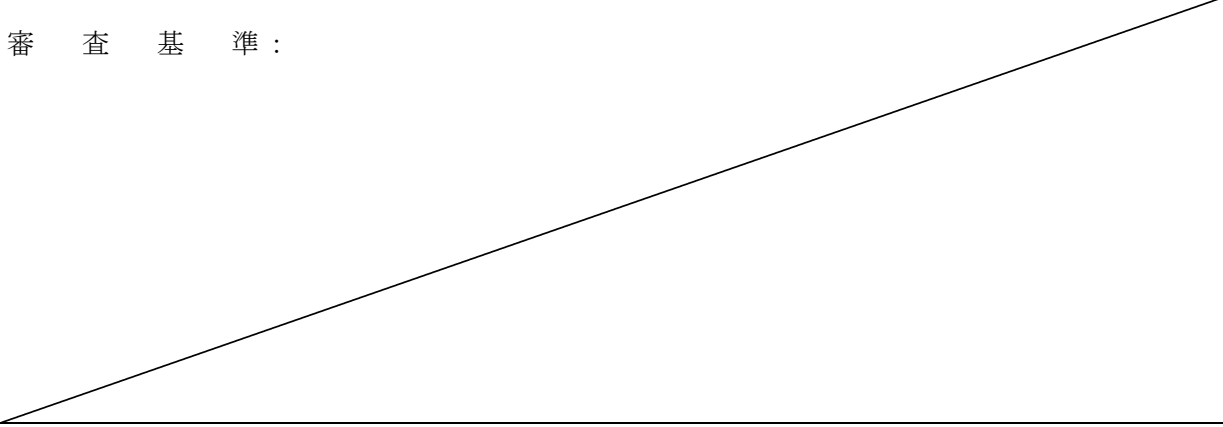


審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：住所地又は申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話0952-24-1111 内3033) 住所地又は申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂